

請負基本契約書

_____ (以下「甲」という)と株式会社エムズパワー(以下「乙」という)は下記の通り請負基本契約を締結する。

第1条 甲は、以下の約定により、乙へ搬入・搬出・荷揚・荷降・移動・その他の軽作業を乙に請け負わせることができ、乙は、その注文に応じて、これを請け負うものとする。

第2条 甲が発注する請負業務の内容及び請負代金に関しては、その都度、甲乙が協議して決定するものとし、甲は、乙所定の注文書に基づき発注するものとする。尚、注文書に特別の定めのない事項は、すべてこの請負基本契約書に定めるところによるものとする。

第3条 甲は、搬出入作業を乙に請け負わせる場合には、その物品の種類、名称及び数量を予め書面にて乙に通知しなければならない。乙は、これを乙の従業員に周知させ、不注意による事故を防止することに努めなければならない。

第4条 請負作業は、甲と打合せの上、乙の現場責任者が乙の作業員に指揮命令するものとする。尚、甲は乙の作業員を指揮命令してはならない。

第5条 請負代金の支払い方法は、原則として乙所定のお客様登録カードに定めるものとし、支払は現金又は銀行振込により行うものとする。また労務費に関して振込みがない場合、労働基準監督署の指導により、一次業者に請求する場合がある。

第6条 甲乙間で、個別的下請契約が締結された後、甲の都合によりその個別的下請契約をキャンセルする場合、甲は乙が別に定めるキャンセル料を支払うものとする。

第7条 甲が発注する個別の請負作業が、危険を伴い、或いは従業員の手配ができないなどの正当な理由がある場合は、乙は受注を拒絶することができ、また、受注後であっても、甲の指定する具体的作業内容が注文と著しく異なる場合は、乙は作業を拒絶できるものとする。

第8条 本約定に基づく請負について、乙は、甲の承諾がある場合は第三者に下請けさせることができるものとする。

第9条 甲は、乙の承諾を得ずして乙の従業員に対し雇用及びその勧誘をしてはならない。

第10条 甲は乙の作業員が安全に作業できるよう、事故発生の防止に努めなければならない。

第11条 乙は、乙の作業員に対して、業務上の災害補償に関する労災保険に加入するものとする。但し甲は、労働基準法 87 条に基づく元請負人として労災補償義務が発生することを予め承諾する。

第12条 搬出入の物品に破損障害が生じた際、乙の責に帰すべき理由により生じたものについては、乙の負担とし、甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲の負担とする。その他については、甲乙双方が誠意をもって協議の上解決にあたる。

第13条 請負作業において、甲から乙に支給・貸与される工事器具・支給材料(以下「器具等」という)を、乙は善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。

第14条 請負作業において、甲から乙に支給・貸与される器具等を乙の作業員が破損・滅失した場合は、以下に定める場合を除き、乙は甲の損害を賠償するものとする。

- 破損・滅失等が乙の作業員の故意または重過失によるものでない場合
- 破損・滅失等が器具等の使用方法について、甲が第 4 条に定める現場責任者に誤って指示した場合、または乙の作業員に直接指示した場合
- 破損・滅失等が器具等の瑕疵に基づく場合
- 破損・滅失等が器具等の通常の使用による消耗である場合

第15条 甲は、乙の従業員に対して、その理由の如何を問わず、甲所有の車両等を運転させてはならない。甲がそれに反して乙の作業員に車両の運転をさせ、これにより事故が発生した場合は、甲はその生じた損害につき一切の賠償の責任を負うこととする。

第16条 請負作業中に、甲又は乙の作業員以外の第三者に損害を発生させた場合は、甲乙双方は誠意をもって、責任の負担割合を協議、決定するものとする。

第17条 甲乙は、互いに本契約によって知り得た相手方の業務上または技術上の情報を、相手方の承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩等してはならない。

第18条 甲乙は、互いに業務の遂行にあたり受領した個人情報や、本件業務の遂行の為のみに使用し、それ以外の目的による使用、加工、利用、複写もしくは複製、第三者への開示、漏洩を行ってはならない。

第19条 前条の場合には、甲は、当然期限の利益を失い、そのとき迄に乙に対して負担する請負代金等の全債務を直ちに支払わなければならない。もし直ちに支払わない場合は、甲はその債務残高に対して年 14%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第20条 甲が、次の各号の何れかに該当するに至った場合は、乙は何らの通知催告を要しないで本契約並びに個別の請負契約を解除できるものとする。

- 乙に対する債務を所定の支払期日に支払わなかったとき。
- 甲の振出、保証または裏書した手形もしくは小切手が不渡りとなり、或いは甲が支払いを停止したとき。
- 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分による差押を受け、または破産、民事再生、会社更生、会社整理、競売等の申し立てを受け、又は自らこれを申し立てしたとき。
- その他、本契約に違反したとき。

第21条 甲乙は、次の各号の何れにも該当しないことを表明、保証する。甲乙が次の各号の何れかに該当すると認められる場合には、何ら通知催告を要しないで、本契約を解除することができるものとする。

- 自己及び自己の役員等（取締役、執行役、監査役、主要な出資者、実質的な経営者、個別契約を締結する支社・事務所の代表者又はこれらに準ずる者をいう）が、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者又はその構成員であること。
- 自己又は第三者を利用して、(ア)暴力的な要求行為、(イ)法的な責任を超えた不当な要求行為、(ウ)取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、(エ)風説の流布、偽計・威力を用いた信用毀損又は業務妨害する行為、(オ)その他これらに準ずる行為を行うこと。
- 暴力団員等を利用してしていると認められる関係、又は役員等が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

第22条 本契約に定めなき事項については甲乙双方誠意をもって協議する。

第23条 本契約の期間は本契約締結の日から 2 年とし、期間満了の 3 ヶ月前までに特別な意思表示のない限り、2 年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とする。

第24条 本契約に関する紛争は、乙の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

西暦 年 月 日

(甲)住 所
会社名
代表者 印

(乙)住 所 奈良県橿原市新賀町 162-2
会社名 株式会社エムズパワー
代表者 代表取締役 吉田 光宏 印